

# 和歌山工業高等専門学校身分証明書取扱規程

制 定 令和7年4月1日

## (趣旨)

第1条 この規程は、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）が発行する身分証明書の取扱いについて定めるものとする。

## (様式)

第2条 身分証明書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

2 旧姓使用許可者については、本人の申請に基づき旧姓表記を認めるものとする。

## (交付)

第3条 身分証明書は、次の各号に掲げる者（以下「教職員」という。）に交付する。

- 一 常勤教職員
  - 二 再雇用教職員
  - 三 有期雇用教職員
  - 四 研究員
  - 五 非常勤職員のうち、学生を除く者
  - 六 前号以外の教職員のうち発行を希望する者
- 2 本校学生の学生証については、別に定める。

## (身分証明書の携帯義務)

第4条 教職員は、公務中は常に身分証明書を携帯するものとし、必要に応じて関係者に提示しなければならない。ただし、安全面等で不都合がある場合は、この限りでない。

## (交付日)

第5条 身分証明書の交付日は、取扱規程制定日から10年ごとの7月1日（以下「定期交付日」という。）とする。ただし、定期交付日後に採用された教職員の身分証明書の交付日は、採用の日とする。

## (有効期間)

第6条 身分証明書の有効期間は定期交付日の前日までとし、身分証明証に記載する。

- 2 前項の規定にかかわらず、雇用予定期間の定められている者については、その期間とする。
- 3 前2項にかかわらず、退職及び異動等により、本校の教職員でなくなる場合は、当該教職員でなくなる日をもって身分証明書は失効するものとする。

(再交付)

第7条 教職員は、次の各号の一に該当するときは、別記様式2により速やかに校長に届け出て再交付の手続きを取らなければならない。ただし、第二号及び第三号に該当するときは当該身分証明書を添えて届け出るものとする。

- 一 盗難、遺失等により紛失したとき。
- 二 身分証明書の記載事項に変更があったとき。
- 三 汚損等によって身分証明書が使用に耐えなくなったとき。

(返還)

第8条 教職員は、次の各号の一に該当するときは、速やかに身分証明書を校長に返還しなければならない。

- 一 本校の教職員でなくなったとき。
- 二 身分証明書の有効期間が満了したとき。
- 三 身分証明書の再交付を受けた後、紛失した身分証明書を発見したとき。

(貸与等の禁止)

第9条 身分証明書は、他人に貸与、若しくは譲渡してはならない。

(発行番号)

第10条 身分証明書の発行番号は定期発行日からの連番とする。

- 2 身分証明書の交付番号は、定期交付日に新番号とする。

(交付事務)

第11条 身分証明書の交付事務は、総務課が行う。

- 2 総務課は、身分証明書発行台帳を作成し、身分証明書の発行及び返還等について必要な事項を記入するものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

(表)

身分証明書	第（発行番号）号
写真 *上半身 脱帽	氏名 ○ ○ ○ ○ 図書館入館バーコード
上記の者は、本校職員であることを証明する。 交付年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日	
和歌山県御坊市名田町野島 77番地 独立行政法人国立高等専門学校機構 和歌山工業高等専門学校長（公印省略）	

(裏)

図書館利用証（兼用）
(注意事項)
1. この身分証明書は、他人に貸与、若しくは譲渡してはならない。 2. この身分証明書を紛失したときは、速やかに交付者に届け出なければならぬ。 3. この身分証明書は、次の一号に該当するときは、速やかに交付者に返還しなければならない。 (1) 本校の教職員でなくなったとき。 (2) 有効期限が満了したとき。 (3) 記載事項に変更があったとき。 (4) 使用に耐えなくなったとき。

\* 縦 55mm × 横 85mm

別記様式第2号（第3条及び第6条関係）

## 身分証明書再交付願

年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

所 属  
氏 名

下記の事由により身分証明書の発行をお願いします。

記

- 再発行の事由
- ア 紛失のため  
※身分証明書の再交付を受けた後、紛失した身分証明書を発見したときは速やかに旧身分証明書を返還すること
  - イ 記載事項の変更のため  
(変更内容 : )
  - ウ 汚損等により使用に耐えなくなったため
  - エ その他 ( )

発生年月日 年 月 日